

大田市立中学校における部活動の
地域連携・地域展開に係る方針

令和8年3月

大 田 市 教 育 委 員 会

大田市部活動の地域展開等検討委員会

はじめに

部活動の意義

中学校の部活動は、スポーツ・芸術・文化・科学等に興味・関心を持つ生徒が自主的・自発的に参加し、各部の責任者（顧問）の指導の下、学校教育の一環として行われ、地域のスポーツ・文化の振興に大きく寄与してきた。

また、体力や技術、感性の向上を図るだけでなく、生徒の自主性や協調性、責任感、連帯感などを育成するとともに、異年齢との交流の中で、生徒同士や教職員との人間関係の構築を図り、自己肯定感を高め、充実した学校生活を過ごす場となるなど、多様な教育的意義を有している。

部活動を取り巻く諸課題

これまで部活動は、教職員の努力などにより学校単位で行われてきたが、生徒数の減少により、学校単独での大会参加ができないなど、学校単位では成り立たなくなりつつある。

一方で「専門的な指導を受けたい」、「いろいろなスポーツ・文化芸術活動を体験したい」など生徒からのニーズは多様化している。

また、部活動の指導や大会引率等により、教職員が長時間の時間外勤務を担っている実態があり、学校における働き方改革を推進する観点からも、その負担軽減が大きな課題となっている。

加えて、安定的な活動をするための経費確保、指導者確保、安全管理の責任所在、施設の老朽化などによる練習環境の悪化などの多くの課題があり、学校だけでは多様で継続的な活動を維持できない状況である。

持続可能な環境を整えるために

生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するとともに、教職員の負担軽減を図り、学校における働き方改革を一層推進していくために、地域連携・地域展開の在り方について検討する。

その中で、「地域の子どもたちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下で、生徒の望ましい成長を保障できるよう、持続可能で多様な環境の一体的な整備により、市の実情に応じたスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差の縮減をめざす。

市内には、地域展開において指導者派遣等協力可能な大学などの専門的知見を有する機関がなく、総合型地域スポーツクラブなどの関連団体が不足していることから、学校の部活動を基盤にして地域連携・地域展開を進めていくことにより具体的な方策が実現できるものとする。また、それぞれの部活動ごとに、状況が異なることから、各競技性や活動の特性に沿った具体策を検討する。

方針の対象

大田市立中学校の生徒の活動を対象とする。

I 基本方針

1 基本的な考え方

(ア) 部活動の地域連携・地域展開については、公立中学校の設置者である市が主体となって、学校、地域のスポーツ・文化芸術団体、協会・連盟等が知恵を出し合い連携を図ることで、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむための持続可能な環境づくりについて検討する。

(イ) 平日及び休日におけるすべての部活動を対象として、地域連携・地域展開を進める。ただし、学校や活動の受け皿となる団体等の実態や状況に応じた形で展開することから、休日のみ、あるいは平日のみの地域連携・地域展開等、柔軟性を持った対応とする。併せて、市内複数校による合同部活動や、市町を越えた合同部活動の実施も検討する。

なお、地域連携・地域展開後の活動においても、学校との連携や、部活動の教育的意義継承・発展を考慮したものとする。

2 今後の取組計画

(ア) 市は、この方針に基づき、部活動の地域展開に向けた取組を実施する。

(イ) 活動の状況を継続的に調査・検証し、随時国・県の動向も踏まえ、適宜、方針の見直しを行う。

Ⅱ 役割分担

1 市の役割

- (ア) 当分の間、大田市部活動地域展開等検討委員会を主催する。また、必要に応じて専門部会を設置する。
- (イ) 国及び県の動向を確認するとともに、実証事業に係る支援や他地域での取組事例の情報を参考にする。
- (ウ) 学校と連携し、地域連携・地域展開における方針、具体的な取組等について、保護者を含む関係者等に説明し、理解を得る。

2 学校の役割

- (ア) 市の方針に基づき、学校における方針、具体的な取組等の検討、推進に努める。
- (イ) 市と連携し、学校における方針、具体的な取組等について、保護者を含む関係者等に説明し、理解を得る。

3 地域の役割

- (ア) 市の方針に基づき、市内で活動するスポーツ・文化芸術団体、各種の協会・連盟等は積極的に協力する。
- (イ) スポーツ・文化芸術団体、各種の協会・連盟等は指導者の発掘や育成に努める。

Ⅲ 地域スポーツ・文化芸術活動の環境整備

1 環境整備の考え方

学校を含む地域が一体となって市の生涯スポーツ・文化芸術活動を創ることを目的に、以下の観点で実情に沿った環境づくりを検討する。

(ア) 部活動が担う新たな役割を考える

- ・部活動を、生涯スポーツ・文化芸術活動への入り口として捉え、技術・技能等の向上のみならず、スポーツ・文化芸術活動を楽しむことの本質や重要性、多様な人との関わり方等を学ぶ場とする。
- ・生徒が主体となって方針を考えたり活動内容を選んだりし、生徒の自主性を尊重した活動とする。
- ・「大田市部活動ガイドライン」に基づき、適切な休養日・活動時間の設定等、生徒に過度な負荷がかかることがないように配慮する。

(イ) 生涯スポーツ・文化芸術活動を学校と学校外が連携して地域に根付かせる（学校を入り口として、生涯スポーツ・文化芸術活動の形を創造する。）

- ・部活動の一部を学校外（道場・サークル等）で行うことで、教育活動としての部活動に加え、さらに活動したい子どもたちに対して、地域での活動の場を準備する。
- ・地域に活動を受け入れられる団体がない場合には、地域の協会・連盟等を通じて受け皿となる団体を作ることや、部活動指導員等を活用した学校部活動により、活動の機会を確保する。

(ウ) 競技力や技能の向上を主眼とした活動は役割を分担する

- ・競技力や技能の向上を主眼とした、強化・育成のための活動については、学校外（協会・連盟傘下のクラブ・少年団等）と学校の役割を分担し、連携を図りながら行う。

2 方針検討・体制整備

(ア) 大田市部活動地域展開等検討委員会において、市における方針、具体的な取組、スケジュール等の検討、推進に努める。また、県や他市町とも連携を図り、複数校や市町をまたいだ活動についても検討する。

(イ) 学校及び市のスポーツ・文化芸術団体、各種の協会や連盟、保護者等は、定期的・恒常的に情報共有・連絡調整を行い、緊密に連携する。

(ウ) 市及び地域クラブ活動の運営団体・運営主体は、協議会等の場も活用し、地域クラブ活動中の生徒同士のトラブルや事故等の対応を含む管理責任の主体を明確にし、共通理解を図る。

3 指導者の質・量の確保

- (ア) 市は、県の規定や運用及び国が示す手引き等も参考にしつつ、兼職兼業の取扱いについて検討する。
- (イ) 市は、市内におけるスポーツ・文化芸術団体等の協力を得ながら、指導者の発掘・把握に努める。
- (ウ) 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、参加者の健康管理、事故防止を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶する。市は、適宜、研修会の開催や指導助言に努める。

4 活動場所の支援と移動に係る支援

- (ア) 市は、地域クラブ活動を行う団体等の学校施設、社会教育施設や文化施設等の利用について、利用を制限する規則の改正や低廉な利用料を認めるなど、負担軽減や利用しやすい環境づくりに努める。
- (イ) 市及び学校は、学校の負担なく学校施設の円滑な利用を進めるため、行政、学校、関係団体による協議会等を通じて、必要に応じて利用ルールの策定や運用管理のための環境整備について検討する。
- (ウ) 市は、地域クラブ活動への参加に係る移動について、参加にあたり個人での移動が困難な生徒への対応や、効率的な移動手段の確保について必要に応じて検討する。

5 費用負担の考え方

- (ア) 市は、生徒に過度の負担が生じないように、地域クラブ活動への参加費用の支援などを含め、地域クラブ活動に係る費用負担の在り方について検証・検討する。
- (イ) 費用負担の在り方や、地域クラブ活動の立ち上げ・維持・運営等に係る負担について、国・県の動向を確認し、情報提供を受けながら支援を検討する。

6 保険の考え方

- (ア) 地域クラブでの活動については、保険加入を原則とする。
- (イ) 市及び地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、保険加入の管理や費用負担の在り方について、協議・検討する。

7 活動の周知

市は、市の方針、具体的な取組、スケジュール等について、学校及び保護者を含む学校関係者、並びに関係団体、指導者等への説明や、広報誌等での周知に努める。

8 高等学校入学者選抜への対応

(ア) 中学校は、個人調査報告書の「諸活動の記録」欄に在学中のスポーツ活動、文化芸術活動等について記載する際は、部活動のみならず地域クラブ等の学校外での活動についても状況の把握に努める。

(イ) 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、学校や所属する生徒及び保護者からの求めに応じて、生徒の活動の記録等を提供する。